

特定個人情報保護委員会（第 27 回）議事概要

- 1 日時：平成 26 年 9 月 2 日（火） 14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル 8 階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題 1：住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書について
事務局から「特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点」及び第 26 回委員会において決定した「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、全項目評価書の指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。
阿部委員から「これまで委員会で取り上げられた課題等についてきちんと整理されている」という旨の発言があった。また手塚委員から「充実した審査内容になっている」という旨の発言があった。
第 26 回委員会において決定した評価書において修正すべき内容について修正することを条件として、本評価書について承認された。
 - (2) 議題 2：地方公共団体における特定個人情報保護評価の実施見込み等について
事務局から配布資料に基づき説明があった。
手塚委員から「地方公共団体において、他の地方公共団体の特定個人情報保護評価に関する検討状況を把握し、評価実施の検討に活かす観点から、地方公共団体に対し情報提供することは重要だ」という旨の発言があった。また、堀部委員長から「地方公共団体は、他の地方公共団体の評価の検討状況が分かれば、今後適切に対応できる」という旨の発言があった。
資料を地方公共団体に提供することとなった。
 - (3) 議題 3：その他について
事務局から第 17 回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。
手塚委員の海外渡航について承認された。

以上

特定個人情報保護委員会（第28回）議事概要

- 1 日時：平成26年9月18日（木）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）について

事務局から資料について説明があった。

阿部委員から「金融業務のガイドラインは別冊であるから事業者編本体との関係が分かるような目次の構成にしたほうがよい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「ガイドラインを公表した後の問合せに対しては、Q & Aの形で整理していくことが重要である」という旨及び「番号法を理解する上で、事業者にとってこのガイドラインが果たす役割は大きい」という旨の発言があった。また阿部委員から「このガイドラインが民間企業の間で普及することが大事だ」という旨の発言があった。これに対し事務局から「民間の経済団体の会報や広報紙に原稿を提供したり、説明会を行ったりして、ガイドラインについて周知していきたい」という旨の発言があった。

ガイドラインについてパブリックコメントに付す案を作成していくこととなった。

（2）議題2：国会報告について

事務局から国会報告の素案について説明があった。

素案が了承されるとともに、作成作業手続について事務局に一任され、作業を進めることとなった。

（3）議題3：住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書の公表について

事務局から地方公共団体情報システム機構が第27回委員会において決定した内容の修正等を行い、評価書を公表したことについて報告があった。

（4）議題4：その他について

事務局から評価実施機関による評価書の公表の状況を取りまとめて委員会ホームページに掲載することについて説明があった。評価書の公表状況

については委員会ホームページに掲載し、定期的に更新していくこととなった。

事務局から第18回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上

特定個人情報保護委員会（第29回）議事概要

- 1 日時：平成26年9月30日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）について
事務局から資料について説明があった。
堀部委員長から「巻末資料として、条例改正等についてまとめられているのは、地方公共団体にとって参考になる」という旨の発言があった。
この案文について行政機関や地方公共団体に意見を求め、更に検討することとなった。
 - (2) 議題2：その他について
事務局から、ガイドライン（事業者編）に係る事業者グループの検討会、金融機関グループの検討会についての報告があった。
手塚委員から「ガイドラインについて、解説書のようなものを作るのか」という旨の発言があった。これに対して事務局から「一種の解説書として、事業者から寄せられた質問について、Q&Aの形に整えたものを作成したい」という旨の発言があった。
検討会で出された意見を踏まえ、パブリックコメントに付すガイドラインの案及びQ&Aの作成を進めることとなった。

以上